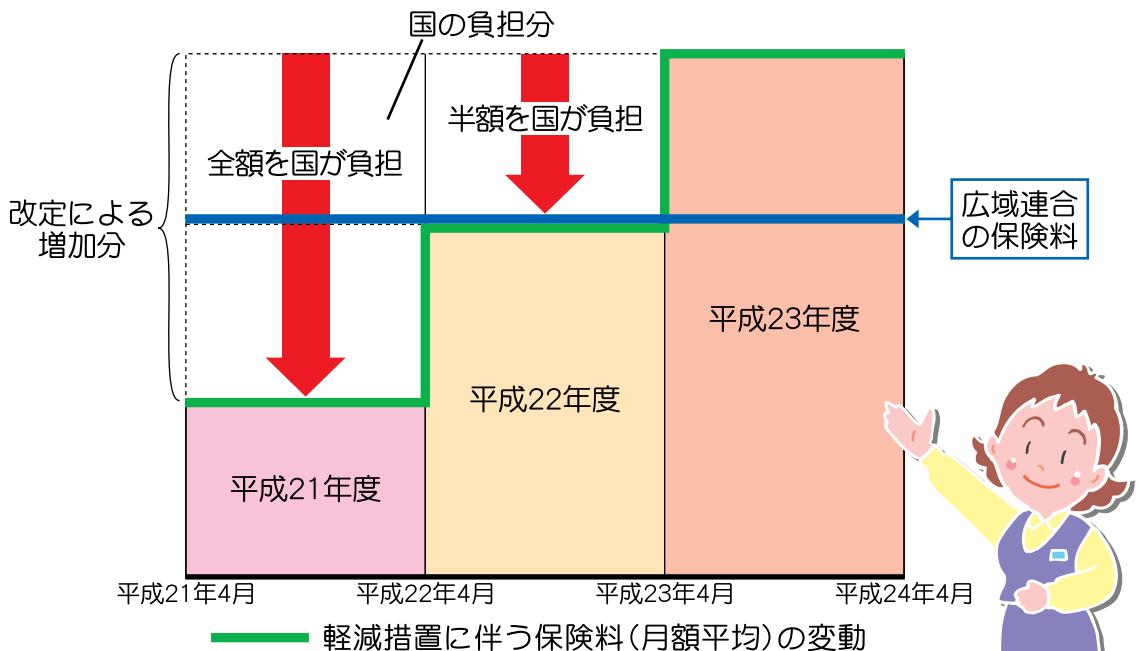


# 平成21年度から23年度まで 介護保険料が 軽減されます!!

## 介護報酬改定(3%上昇) に伴う保険料上昇分の軽減について

介護に従事する人の待遇を改善するために、介護報酬が改定(3%上昇)されました。この改定による上昇分が介護保険料に反映されますが、介護保険料が急激に上昇しないよう、国費により軽減措置が講じられます。平成21年度は、改定による上昇の全額が軽減、平成22年度は改定による上昇分の半額が軽減されます。

### ●保険料軽減のイメージ



※なお、広域連合においては保険料が3年間均等となるように軽減額を調整しています。



# 保険料の納め方

65歳からの介護保険料は、原則として**年金からの天引き**で納付していただくことになります。（『特別徴収』といいます。）

ただし、65歳になられてからすぐには年金からの天引きの準備ができないため、しばらくの間は広域連合から送られてくる納付書や口座振替で保険料を納めることがあります。（『普通徴収』といいます。）

広域連合の市町村に転入された場合も同様となります。

<b>特別徴収</b>	<b>年金が年額 18万円以上の方</b> (月額1万5千円以上の方)	<b>年金から天引き</b> 年金の定期払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。
<b>普通徴収</b>	<b>年金が年額 18万円未満の方</b> (月額1万5千円未満の方)	<b>納付書・口座振替</b> 広域連合から送付される納付書や口座振替で金融機関などを通して期日までに保険料を納めます。

介護保険料の納付には、納め忘れのない**口座振替**をおすすめします。  
※なお、年金からの天引きに切り替わりますと、口座振替は自動的に停止します。

## 保険料を 滞納していると…

介護保険料を滞納されると、利用者負担の割合が1割から3割に上がるなど、介護サービス利用の際、制限をうけることになります。

## やむを得ない理由で 保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることができなくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときはお早めに市町村の担当窓口までご相談ください。

## 介護保険料については…

別途送付の介護保険料額の通知(介護保険料額決定通知書)をご確認ください。詳細については、広域連合のパンフレット(平成21年4月発行「みんなで支える介護保険」)または、ホームページをご参照ください。



## 福岡県介護保険広域連合

〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館3階  
(TEL)092-643-7055 (FAX)092-641-2432  
ホームページ <http://www.fukuoka-kaigo.jp>